

「社会医学研究」投稿規定

1. 「社会医学研究」は、日本社会医学会（旧称：社会医学研究会）の機関誌であり、社会医学に関する優れた原著（英文抄録をつける）、総説、研究報告、レターを掲載する。
2. 論文執筆者（筆頭）は、会員に限る。連名者も会員が望ましい。投稿原稿の採否は、査読の上、編集委員会で決定する。
3. ヒトおよび動物を対象にした研究は、1964年のヘルシンキ宣言（1975, 83, 89, 96, 2000年修正）の方針に沿った手続きを踏まえている必要がある。さらに、2014年12月22日文科科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」並びに、2015年2月9日の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイドランス」を遵守する。

「社会医学研究」の投稿に倫理審査を義務づけないが、「社会医学研究の倫理面に関するチェックリスト」を投稿論文に添付する。

4. 投稿原稿（図表を含む）は、査読、改訂などの手続きを迅速化するために、原稿を電子ファイルとして、編集委員長（櫻井尚子: nao_sakurai@jikei.ac.jp）に送付する。本文および表は必ず、「MS Word」または「一太郎」、ないしパワーポイント、エクセルを用いた電子ファイルとする。投稿を受理した場合は、受理状況を投稿者に返信する。

なお、諸事情で、電子ファイル送付が困難な場合のみ、A4紙に書かれた原稿1部とコピー2部（計3部 図表を含む）と、原稿ファイル、メールアドレスを含めたテキスト形式で保存した電子媒体とともに、封筒表左下に「社会医学研究投稿原稿在中」と明記し、郵便ないし宅配便にて、以下の宛先に送付する。

〒105-8461 東京都港区西新橋3-25-8

東京慈恵会医科大学 大学院医学研究科 看護学専攻修士課程

櫻井 尚子 編集委員長

5. 論文の校正は、初稿のみ著者が行う。
6. 論文の別刷印刷は、PDF公開のために原則受け付けない。特別にかかる費用は著者負担とする。
7. 論文の送付は、原則として日本社会医学会事務局とする。ただし、総会記録特別号や研究総会特別号の場合は、総会担当役員とする。
8. 執筆要領

- (1) 原稿本文は和文とし、英、和それぞれ5語以内のキーワードをつける。
- (2) 原稿は、A4版に横25字～40字の範囲で、十分に行間をあげ、横書きで記載する。
- (3) 原著、総説、研究報告などの枚数は、原則として図表などを含めて、刷り上がり8ページ程度（1ページは約2,100字）までとする。原著の英文抄録は、A4版にダブルスペースで1ページ以内とする。
- (4) 原稿には表紙を付け、表題、著者名、所属機関名（以上英文表記）のほか、論文の種別、氏名、メールアドレス（携帯電話以外）、図表数、論文ページ数を記載すること。
- (5) 参考文献は以下の引用例に従い、引用順に番号を付け、論文末尾に一括して番号順に記載する。

■ 雑誌の場合……著者名、表題、雑誌名、年号；巻数：頁－頁、の順に記載する。著者が3名を越える場合は3名までを記載し、残りの著者は「他」とする。

- 1) 近藤高明、榊原久孝、宮尾克他、成人男性の骨密度に関する検討. 社会医学研究. 1997; 15: 1—5
- 2) Murray CL. Evidence-based health policy. Science 1996; 1274: 740—743

■ 単行本の場合……編者・著者名、書籍名、所在地、発行所、発行年、頁の順に記載する。

- 1) 三浦豊彦編. 現代労働衛生ハンドブック 増補改訂第二版増補編. 川崎: 労働科学研究所. 1994: 293—296
- 2) Murray CL. The Global Burden of Disease. Cambridge, Harvard University Press, 1966: 201—246

■ 電子的技術情報を引用文献等としての記載する場合

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合、その書誌的事項を次の順に記載する(WIPO 標準 ST.14 準拠)。著者の氏名、表題、(記載可能な場合は以下に頁、欄、行、項番、図面番号など)、媒体のタイプを [online] として示し、判明すれば、以下にその掲載年月日(発行年月日)、掲載者(発行者)、掲載場所(発行場所)、[検索日]、情報の情報源及びアドレスを以下の例にならって記載する。データベースからの引用では識別番号 (Accession no.) を記載する。

- 1) インターネットから検索された電子的技術情報の記載例 (日本語での記載例)

新崎 準ほか. 新技術の動向. [online] 平成 10 年 4 月 1 日、特許学会. [平成 11 年 7 月 30 日検索]、(英語での記載例) Arasaki j et al. Trends of new technology. [online] 1 April 1998, Jpn Assoc Acad Patent. [retrieved on 1998-02-24]. Retrieved from the Internet: < URL : <http://ij.sinsakijun.com/information/newtech.html> >

- 2) オンラインデータベースから検索された電子的技術情報の記載例

Dong XR, et al. Analysis of patients of multiple injuries with AIS-ISS and its clinical significance in the evaluation of the emergency managements. Chung Hua Wai Ko Tsa Chih 1993;31(5):301-302. (abstract), [online] [retrieved on 1998-2-24]. Retrieved from: Medline; United States National Library of Medicine, Bethesda, MD, USA and Dialog

Information Services, Palo Alto, CA, USA. Medline Accession no. 94155687, Dialog Accession no. 07736604.

社会医学研究の倫理面に関するチェックリスト

投稿者氏名 _____

以下、に該当する場合は、該当しない場合はを記す。

研究計画書・投稿原稿の記載事項

- ① 研究の名称
- ② 研究の実施体制（研究機関の名称及び研究者等の氏名を含む。）
- ③ 研究の目的及び意義
- ④ 研究の方法及び期間
- ⑤ 研究対象者の選定方針
- ⑥ インフォームド・コンセント
- ⑦ 個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法を含む。）
- ⑧ 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策
- ⑨ 試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法
- ⑩ 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況
- ⑪ 研究に関する情報公開の方法
- ⑫ 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- ⑬ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑭ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑮ 個人情報等の保護
- ⑯ 研究の質及び透明性の確保

チェック年月日 _____

*本チェックリストは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を基に、作成しています。

日本社会医学学会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称) 本会は、日本社会医学学会という。

英字表記は以下とする。

JAPANESE SOCIETY FOR SOCIAL MEDICINE

第 2 条 (目的) 本会は、会員相互の協力により、社会医学に関する理論及びその応用に関する研究が発展助長することをもって目的とする。

第 3 条 (事業) 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 会誌、論文集などの発行
3. その他必要な事業

第 4 条 (事務所) 本会の事務所は理事会の定めるところに置く。ホームページ・社会医学学会レター等で公示する。

第 5 条 (事業年度) 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第 2 章 会 員

第 6 条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納める者で構成する。会員となるには書面で理事長に申し込みを行う。

第 7 条 会員は、学会で発表し、学会刊行物に投稿し、学会刊行物の配布を受けることができる。

第 8 条 (退会) 会員は書面により理事長に通告すれば退会できる。

第 2 項 会員の死亡、または失踪の通知を受けた場合には、自然退会とする。

第 3 項 会員で3年度分以上の会費を滞納したものに対しては、評議員会の議決により退会したものとみなすことができる。

第 4 項 前項により退会者が学会への復帰を希望する場合は、第6条に基づく手続きを行ったうえで、滞納した会費を全額納入するものとする。

第 9 条 (除名) 会員が、本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為を行った場合には、総会の議決により除名することができる。

第 2 項 前項の規定により会員を除名する場合には、理事会は総会の1週間前までに当該会員に通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第 10 条 (名誉会員) 満70歳以上の会員のうち、旧研究会時の世話人・本会理事経験のある者、またはそれに等しい功績があると総会で認められた者は、名誉会員に推薦することができる。

第 3 章 総 会

第 11 条 (総会) 本会は、毎年1回総会を開催する。総会は、原則として事業年度終了後3か月以内に理事長が招集し、年次予算・決算、事業計画その他重要事項を、決定する。会則、会則変更等重要事項の決定は、総会の議決を経なければならない。

第 12 条 総会は、委任状を含め、会員の4分の1以上の出席で成立する。議決は委任状を含め過半数で決定する。

第 4 章 役 員

第 13 条 (役員) 本会に次の役員を置く。任期は3年間とし、再任をさまたげない。

評 議 員

理 事

監 事

理事、評議員、及び監事など本会役員の定数は選出細則によって別に定める。

第 14 条 (選出) 評議員は、会員の直接選挙によって選出される。また、理事及び監事は、評議員会の互選によって選出され、いずれも総会において承認されなければならない。

第 2 項 選出に関する細目は別に定める、【役員選挙細則】による。

第 3 項 理事会は、上記1項の規定にかかわらず、性、地域、職種、年齢、研究分野等を考慮して、指名によって若干名の評議員を追加することができる。

第 4 項 (理事長等) 理事会は互選によって理事長1名、副理事長若干名を選出する。

第 5 項 理事長は、上記1項の規定にかかわらず、指名によって若干名の理事を追加することができる。

第 5 章 役 員 会

第 15 条 (評議員会) 本会は、評議員からなる評議員会を置く。評議員会は毎年度ごとに1回開催する。評議員会は理事会が総会に提出する、予算及び決算、事業計画等重要事項を審議する。

第 2 項 (理事会) 本会は理事からなる理事会を置く。理事会は年度内に3回以上開催し、総会から総会までの間、理事長のもとに承認された事業を執行するとともに、予算及び決算、事業計画を評議員会の承認のもとに総会に提出する。

第 3 項 理事長は、本会を代表して事業の執行を行う。副理事長は理事長の業務を補佐する。事務局長は日常の事業が円滑に行われるよう企画・調整を行い、会計の管理を行う。

第 4 項 (監事) 監事は本会会計を監査する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 項 理事会、評議員会は、委任状を含めて定数の3分の2以上の出席で成立する。

第 6 章 会 費

第 16 条 (会費) 会費は年額7000円とする。学生・大学院生は年額3000円とする。ただし、研究会の開催など特別に経費を要する場合は、その都度、別に徴収することができる。

第 2 項 名誉会員は、会費納入を免除される。

第 7 章 そ の 他

第 17 条 本会は、会員の希望により各地方会をおくことができる。

第 18 条 本会の諸行事、出版物などは、会員外に公開することができる。

第 8 章 雑 則

第 19 条 本会則を変更または本会を解散する場合には、理事長は全評議員の3分の2以上の賛成によって総会に提案し過半数の同意を得ることとする。

付 則 本改正会則は2014年7月13日から施行する。

日本社会医学会役員選出細則

1. (評議員の選出及び定数)
評議員は、20名連記による全会員の直接投票によって選出される。全国の会員名簿に登録された全会員（名誉会員を除く）を候補者として投票を行い、得票順位の上位から別に定める定員を選出する。評議員定員は会員10名につき1名を原則とする。ただし、全ての地域（北海道・東北、関東、東海・北陸・甲信越、近畿、中国・四国・九州・沖縄の5地域）に最低4名の評議員が存在するように、選挙管理委員会は、得票順位にもとづき当選者を追加する。
理事会は、また、性、職種、年齢等を考慮して、指名によって若干名の評議員を追加することができる。
2. (理事の選出及び定数)
理事は、評議員の互選によって選出される。理事の定数は、10名以内とする。選出された理事は、総会で承認されねばならない。
3. (理事長の選出)
理事長は、理事会での互選によって選出される。選出された理事長は、総会で承認されねばならない。なお、理事長は、上記2.の規定にかかわらず、指名によって若干名の理事を追加することができる。
4. (理事長の代行の選出)
理事長は、事故等の理由で職務を遂行できない場合を想定して、理事の中からあらかじめ理事長代行を指名する。
5. (監事の選出及び定数)
監事は、評議員会において理事に選出された者以外から互選する。選出される監事の定数は2名とし、総会で承認されねばならない。

2000年7月決定、2007年4月24日一部改正、2010年4月10日一部改正

編集後記

社会医学研究の編集委員長を、2019年から、日本社会医学会総会を昨年開催されました獨協医科大学の小橋元先生にバトンタッチいたします。

2019年第60回日本社会医学会総会は、8月6日(火)・7日(水)に東京慈恵会医科大学看護学科校舎(国領キャンパス)で開催させていただくことになりました。現在、研究されている内容を発表し意見を得る場として活用いただければ幸いです。

また、2015年に星旦二先生から編集委員長のバトンを渡された後、年間2冊発刊を継続できました。会員の皆様の論文投稿と推敲を惜しまぬ努力および査読者の皆様の丁寧な支援的な指摘により質の高い論文が掲載に至ったものと考えます。今後とも、質の高い社会医学の学術誌として発展するように支援していきたいと思っております。投稿いただきました皆様と査読をしていただきました会員の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

日本社会医学会機関誌・社会医学研究

編集委員長 櫻井 尚子

査読をいただきました、先生方に感謝いたします。

梅澤光政、大木幸子、加藤龍一、小橋元、埜田和史、高城智圭、高鳥毛敏雄、武内一、長谷川卓志、星旦二、森河裕子、渡部月子、櫻井尚子(以上、敬称略)